平成２１年（フ）第１１７号
静岡県富士宮市星山85番地の197、住民票上の前住所静岡県富士宮市万野原新田3049番地の１　ハイランドモチヅキＢ202
債務者　土屋　史子
１　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１２１号
静岡県富士市大淵4638番地の５
債務者　加山　克美（旧姓沖・千代）
１　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３９３号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東４丁目12番10号
破産者　有限会社スタジオトム
１　決定年月日　平成21年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第６５６号
福井市三郎丸町第26号５番地10
破産者　前田　一美
１　決定年月日　平成21年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５４８号
静岡県掛川市宮脇12番地の６
破産者　有限会社青島建商
１　決定年月日　平成21年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３９４号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東４丁目12番10号
破産者　戸村　忠孝
１　決定年月日　平成21年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９５号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東４丁目12番10号
破産者　戸村　晴江
１　決定年月日　平成21年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５４０号
静岡県掛川市西山482番地の３
破産者　青島　愛子
１　決定年月日　平成21年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
静岡県袋井市浅名1043番地の７、前住所静岡県磐田市今之浦３丁目８番地16
破産者　佐々木壽子
１　決定年月日　平成21年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第１１００号
愛知県田原市宮下3000―52　旅館ちどり、開始決定時の住所京都府宇治市広野町新成田100番地の185
破産者　吉岡　哲男
１　決定年月日　平成21年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成１９年（フ）第１５３号
福井市高木中央２丁目4113番地
破産者　株式会社大福コーポレーション
１　決定年月日　平成21年８月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４４２号
群馬県高崎市倉賀野町2455番地の２
破産者　株式会社大畠製作所
１　決定年月日　平成21年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成１９年（フ）第５０号
高知県高知市はりまや町２丁目３番３号
破産者　キンダイ企業株式会社
１　決定年月日　平成21年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２６号
山口県宇部市松島町４番15号
破産者　有限会社内田建具店
１　決定年月日　平成21年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３９７号
静岡県浜松市東区笠井町1620番地の１サンフラワーⅡ203号、開始決定時の住所静岡県浜松市東区豊町3262番地の２
破産者　坪井　治男
１　決定年月日　平成21年８月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成１９年（フ）第１１３９号
熊本県熊本市田崎２丁目３番82―501号
破産者　楠元　國男
１　決定年月日　平成21年８月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第５９０号
宮崎県宮崎市一の宮町93番地
破産者　木宮　久雄
１　決定年月日　平成21年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１７１号
三重県桑名郡木曽岬町大字三崎627番地３
破産者　佐々木　潤
１　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
２　一般調査期日　平成21年11月19日午後１時30分
平成21年８月12日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第８３７６号
大阪府東大阪市日下町２丁目８番62号
破産者　柿原　悦子
１　破産債権の届出期間　平成21年９月14日まで
２　一般調査期日　平成21年10月19日午後３時30分
平成21年８月11日
大阪地方裁判所第６民事部